

令和6年12月5日

東北町議会議長 岡山 粕 男 殿

総務企画常任委員会
委員長 田 嶋 悟

所管事務調査報告書

本委員会は所管事務の調査について、下記のとおり会議規則第47条の規定により報告します。

記

- 1 開催期日 令和6年11月20日（水）
- 2 開催場所 役場議員控室
- 3 調査事項

（1）所管事務調査

- 総務課
- ・ 犯罪被害者等支援について
 - ・ 消防団員の定数について
 - ・ 合併20周年について

4 調査結果

本委員会は、閉会中の調査事項でありました所管事務について、町側から副町長及び担当課長の出席を求め、開催しました。

調査の方法は、町側から説明を求め、その後質疑を行いました。

以下、調査の概要と質疑等のありました主なものについて、報告いたします。

総務課

・犯罪被害者等支援について

県内 20 市町村で「犯罪被害者等支援条例」を制定済みであり、当町においても、犯罪被害者等が安心して暮らすことができる社会を目指すため、同条例の制定が必要である。

1 相談支援と情報提供

相談受付及び情報提供を行うための窓口を設置し、犯罪被害者等への情報の提供及び助言、関係機関等との連絡調整を行う。

2 経済的支援

犯罪被害者及び遺族の経済的負担の軽減を図るため、見舞金を支給する。

3 居住安定支援

犯罪被害後の生活の再建を支援するため、引越し及び新居への入居費用を助成する。

4 心理的支援

犯罪被害による精神的な被害の回復・軽減のため、心理相談に係る関係機関との連絡調整を行うとともに、相談に係る費用を助成する。

5 雇用安定支援

事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況について理解を求めるとともに、被害者の就業支援を行う。

※施行日：令和 7 年 4 月 1 日

【質疑】経済的支援の見舞金の額はどのように決めるのですか。

【回答】支給要綱を制定し、遺族見舞金として、死亡した場合は 30 万、重傷化した場合は 10 万という金額を設定する予定です。

・消防団員の定数について

東北町消防団の条例定数は平成 17 年に定め、平成 23 年 4 月に改正を行って 350 人となっている。しかしながら、令和 6 年 4 月 1 日現在の実団員数は 264 人であり、今後、今以上に実団員数と定数の乖離が大きくなっていくことが予想されるため、現在の町消防団の実情に即した条例定数の整備を図るものである。

1 見直し内容

令和 7 年 4 月 1 日より条例定数 350 人から 300 人へ削減する

東北地区消防団員数 150 人

上北地区消防団員数 150 人

合 計 300 人

2 見直しをした場合の影響・効果について

条例定数は減少するが、実団員数に変更がないことから、現在の地域防災力は維持される。引き続き、各種対策を講じ、団員の確保および地域防災力の向上を図っていく。

財政負担：毎年 1,254 千円減額（一般財源）

・合併20周年について

1 式典部会（記念式典、祝賀会、町表彰）

式典、祝賀会の期日 令和7年10月11日（土）午前10時～午後2時

式典、祝賀会の場所 式典・表彰：町民体育館

祝賀会：町民文化センター

（参考）町制施行10周年記念事業

式典、祝賀会の期日 平成27年5月3日（日）午前10時～午後2時

式典、祝賀会の場所 記念式典：町民体育館

祝賀会：町民文化センター

参加者 記念式典：420名

祝賀会：200名

2 広報PR部会（記念誌の発行、ロゴ・キャッチフレーズ作成）

①記念誌の発行 令和7年10月（式典にて配布予定）

②ロゴ・キャッチフレーズ作成

現在、ロゴの募集を行い、2件の応募、キャッチフレーズが15作品の募集あり令和6年12月末までに決定し、年度末にかけて周知し、令和7年度当初から広報媒体等で広くPRしイベント等で使用していく

3 イベント部会（記念イベント、タイアップ事業）

①20周年記念イベント

町民からと町職員からイベントの募集をし、25件の提案があり、検討委員会にて検討・精査し当初予算計上に向け取り組んで行く

②既存事業とのタイアップ

主管課及び実行委員会等でイベント内容を検討し、当初予算計上に向けて取り組んで行く

総務課

・補正予算の概要説明

財政課

・補正予算の概要説明

企画課

・補正予算の概要説明

税務課

・補正予算の概要説明

会計課

・補正予算の概要説明

その他（選挙管理委員会）

・選挙事務の見直しについて

1 期日前投票所の設置（新設）について

道の駅「おがわら湖」へ期日前投票所を新たに設置することとします。設置する時期は、来年7月執行予定の参議院議員通常選挙からとします。

2 投票所の再編（統廃合）について

・再編（廃止）対象投票区

投票区	投票所	対象区域	有権者数（R6.9.1）
第10区	虫神集会所	虫神	160人
第20区	美須々地区生涯学習センター	美須々・柵・豊瀬	93人

・投票区の再編（案）

再編後	投票区	投票所	対象区域	有権者数
	第9区	小川原地区コミュニティセンター	小川原・向山・菩提寺・虫神 ※沼崎本村は旭町コミセンへ	706人
	第19区	淋代地区生涯学習センター	淋代・数牛・豊畑・横沢・ 美須々・柵・豊瀬	277人

※再編後の選挙管理委員会の対応について

- ・廃止となった投票所へ移動期日前投票所を設置します。
- ・新たな投票所まで、投票日当日、町バスなどで送迎を行います。

3 投票時間の繰り上げについて

	投票時間	備考
現行	午前7時～午後8時	第19区（淋代）、第20区（美須々）は午後7時まで
変更後	午前7時～午後7時	全投票区で終了時刻を午後7時までとする

4 町の選挙における選挙広報の発行について

選挙広報	候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載したものを発行
対象となる選挙	町長及び町議会議員選挙
掲載の申請期限	掲載を受けようとする候補者は告示日まで（確定版） （掲載内容は事前に審査を行う）
配布方法	・新聞折り込み ・公共施設に備え付け ・町ホームページへ掲載

・普通財産の使用について

【質疑】普通財産の使用について、町の未利用地を使用する場合の賃借料や使用料についての条例や規則を確認したい。

【回答】普通財産の使用については条例で定めております。使用料については計算方式がありますので、申請いただいた使用期間により使用料を算定し、支払いしていただいて貸付けするという形になっています。